

令和3年4月1日以降の介護予防・日常生活支援総合事業について

1. 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年10月22日厚生労働省令第176号）に伴う改正について

【内容】※詳細は、別紙の『介護保険最新情報 Vol. 885』をご参照ください。

(1) 第1号事業の対象者の弾力化

第1号事業の対象者に、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を追加することとする。

(2) 第1号事業のサービス価格の上限の弾力化

第1号事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定めることとする。

【本市総合事業への影響】

(1) 第1号事業の対象者の弾力化

本市で補助により実施される第1号事業のサービスはありません。

(2) 第1号事業のサービス価格の上限の弾力化

本市における総合事業の単価は「国が定める単価」と同額としております。令和3年度介護報酬改定に伴い、「国が定める単価」が令和3年4月から改正されるため、本市の総合事業の単価も同様に改正いたします。

2. 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第71号）に伴う改正について

【内容】

総合事業（第1号事業）の実施に係る新たな基準の制定

※詳細は、別紙の『介護保険最新情報 Vol. 945』をご参照ください。

内容	対象事業者
①管理者及びサービス提供責任者の責務	訪問型
②不当な働きかけの禁止	訪問型
③介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進	訪問型・通所型
④勤務体制の確保等（ハラスメントの防止）	訪問型・通所型
⑤業務継続計画の策定等	訪問型・通所型
⑥感染症対策	訪問型・通所型
⑦掲示	訪問型・通所型
⑧高齢者向け集合住宅等における適正なサービス提供	訪問型・通所型
⑨虐待の防止	訪問型・通所型
⑩認知症介護基礎研修	通所型
⑪非常災害対策	通所型
⑫地域との連携	通所型
⑬電磁的記録	訪問型・通所型

※上記のうち⑤、⑥、⑨、⑩については、令和6年3月31日までの間は努力義務とする。

【本市総合事業への影響】

令和3年4月1日以降の総合事業（第1号事業）について、上記のとおり改正を行います。なお、相当サービス事業者のみではなく、緩和サービス事業者も含みます。

3. 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）に伴う改正について

【内容】

総合事業（第1号事業）の報酬に係る新たな基準の制定

【本市総合事業への影響】

(1) 単価の改正

① 介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス

令和3年4月1日以降の単価について、別紙『介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造のイメージ（案）』のとおり改正を行います。

② 訪問型（緩和）サービス・通所型（緩和）サービス

令和3年4月1日以降の単価について、下記のとおり単価の改正を行います。

○ 訪問型（緩和）サービス

訪問型サービス費	823 単位	令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定
初回加算	140 単位	

○ 通所型（緩和）サービス

通所型サービス費	1,170 単位	令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	-263 単位	
生活機能向上グループ活動加算	70 単位	

(2) サービスコード表・単位数表マスタについて

サービスコード表については4月上旬頃、単位数表マスタについては4月中旬頃に市ホームページに掲載する予定です。

(3) 体制届の提出について

総合事業の事業費算定に係る体制等に変更がある場合（加算の新規算定や変更などがある場合）は届出が必要です。届出に関する様式はホームページに掲載しております。

① 適用年月日

届出日	加算適用時期
毎月15日以前	翌月
毎月16日以降	翌々月

※令和3年4月1日から体制等に変更が生じる場合は、令和3年4月1日（木）までに届出をしてください。なお、期限までに届出が難しい場合は、事前に高齢福祉課までご連絡ください。

② 提出書類

- 介護予防・日常生活支援総合事業支給費算定に係る体制等に関する届出書
- 事業支給費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防・日常生活支援総合事業）
- その他届出に必要な添付書類

(4) その他

本基準の制定に伴う総合事業の実施にあたっては、別紙の『介護保険最新情報 Vol. 944』をご参照ください。